

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19

第 8 回線引き見直しに向けて

提 言（案）

令和 4 年●月

第 8 回線引き見直しに向けた検討会

目次

1		
2		
3	はじめに.....	1
4		
5	序章 第8回線引き見直しに向けて.....	2
6	1 第7回線引き見直しの特徴.....	2
7	2 「かながわ都市マスタープラン」における都市づくりの基本方向.....	3
8	(1) 将来の都市像.....	3
9	3 第8回線引き見直しに向けて.....	5
10	(1) 目標年次（県からの与件）.....	5
11	(2) 第8回線引き見直しに向けた課題と検討会の論点.....	5
12		
13	第1章 激甚化・頻発化する災害からいのちと暮らしを守るまちづくり.....	7
14	1 現状と課題.....	7
15	(1) 踏まえるべき国の政策動向.....	7
16	(2) 神奈川県の実況と近年の取組.....	9
17	2 第8回線引き見直しで取り組むべき事項（提言事項）.....	11
18	(1) 災害レッドゾーンにおける土地利用規制.....	11
19	(2) 災害リスクを踏まえたまちづくりの推進.....	13
20		
21	第2章 集約型都市構造の実現に向けた継続的な取組.....	15
22	1 現状と課題.....	15
23	(1) 踏まえるべき国の政策動向.....	15
24	(2) 神奈川県の実況と近年の取組.....	17
25	2 第8回線引き見直しで取り組むべき事項（提言事項）.....	19
26	(1) 持続可能で安全・安心な集約型都市構造の実現.....	19
27	(2) 既成市街地の魅力向上と交通ネットワークの確保.....	21
28	(3) 集約型都市構造化や地域の活性化に資するまちづくりへの対応.....	22
29	(4) アフターコロナを見据えた対応とグリーンインフラの取組.....	23
30		
31	第3章 都市計画区域マスタープランについて.....	24
32	1 現状と課題.....	24
33	(1) 踏まえるべき国の政策動向.....	24
34	(2) 神奈川県の実況と近年の取組.....	25
35	2 第8回線引き見直しで取り組むべき事項（提言事項）.....	27
36	(1) 広域的な課題への対応と政令市との調整.....	27
37		
38		

1 はじめに

2

3 ○ 神奈川県では、1970（昭和45）年に当初線引きを行い、その後7回の線引き見
4 直しを行っていますが、これまでは、右肩上がりの人口増加のもとにあって、無
5 秩序な市街化の防止等に線引き制度が一定の効果을上げてきました。

6 しかしながら、県人口は2020（令和2）年をピークに今後は人口減少に転ずる
7 と推計されており、将来を見据えた都市づくりをどのように進めていくべきかが、
8 大きな課題となっています。

9 ○ また、近年の気候変動の影響などによる風水害や土砂災害などの激甚化・頻発
10 化を踏まえた都市づくりが全国的にも大きな課題となっており、これまでのハー
11 ド・ソフト対策だけでは対応が困難であることから、国が災害ハザードエリアに
12 おける土地利用を厳格化していく中で、グリーンインフラの機能にも着目しなが
13 ら、レジリエンス（強靱性）のある都市づくりが求められています。

14 ○ さらに、SDGs（持続可能な開発目標）や、ダイバーシティ（多様性）とい
15 った視点を重視すること、2050年脱炭素社会の実現を目指していくこと、新型コ
16 ロナウイルス感染症の拡大による住まい方や働き方への影響を考慮することな
17 ども必要となっています。

18 ○ そうした中、神奈川県は、人口減少社会の本格化、災害の激甚化・頻発化やAI、
19 IoTなどのICTの技術革新といった社会経済情勢の変化などに的確に対応した
20 都市づくりを進める必要があるため、2021（令和3）年3月に県土全体の広域的
21 な都市づくりの長期ビジョンを示す「かながわ都市マスタープラン」を改定し、
22 将来（2040年代前半）を展望した県土・都市像として「地域の個性を伸ばし、活
23 力と魅力あふれる強靱な都市 かながわ」を掲げました。

24 ○ この改定を受けて、「かながわ都市マスタープラン」の内容を都市計画区域マス
25 タープラン等の都市計画に反映するため、2021（令和3）年5月に「第8回線引
26 き見直しに向けた検討会」（以下「本検討会」という。）が設置されました。

27 ○ 本検討会では、第8回線引き見直しの目標年次を2035（令和17）年として、県
28 が線引き見直しごとに策定する基本的基準（線引き見直しにあたっての基本的な
29 考え方）などの策定に向けて、主に「大規模災害などを想定した土地利用の規制・
30 誘導のあり方」、「地域の実情に応じた集約型都市構造のあり方」及び「都市計画
31 区域マスタープランのあり方」について、これまで4回にわたり検討を重ねてき
32 ました。

33 ○ このたび、本検討会の検討の成果を取りまとめたので提言を行うものです。

34

35

1 序章 第8回線引き見直しに向けて

2 神奈川県では、1970（昭和45）年の当初線引き以降、無秩序な市街化を防止し、
3 計画的な市街地形成を図るため、7回の線引き見直しを行ってきた。

4 こうした中、2021（令和3）年3月には、任意計画である「かながわ都市マスタ
5 ープラン」において、県土全体の広域的な都市づくりの長期ビジョンを示してお
6 り、この内容を都市計画区域マスタープラン等の都市計画に反映することを念頭
7 に、第8回線引き見直しの県の基本的な考え方である「基本的基準」を策定するた
8 め、「第8回線引き見直しに向けた検討会」（以下「本検討会」という。）を設置し
9 た。

10 ここでは、第8回線引き見直しに向けた検討の前提となる「第7回線引き見直し
11 の特徴」と「かながわ都市マスタープラン」に掲げられている今後の都市づくりの
12 基本方向を確認し、第8回線引き見直しに向けた課題と本検討会において検討すべ
13 き論点を整理する。

14

15 1 第7回線引き見直しの特徴

16 ○ 将来の人口減少に対応した集約型都市構造化への備え

17 県の人口推計では、少子化の進行などにより2018（平成30）年をピークに
18 人口減少に転じることが予測されていることから、将来における集約型都市
19 構造化に備えた持続可能な都市づくりを推進することとし、集約すべき拠点
20 を都市計画区域マスタープランに明示した。

21

22 ○ 都市計画区域マスタープランの広域化

23 市町への都市計画決定権限の移譲が進められる一方、より広域的な課題へ
24 の対応が県に求められていることから、都市計画区域を超えた広域的な課題
25 やその方向性を都市計画区域マスタープランに記載した。

26

27 ○ かながわ都市マスタープラン（津波対策編）の策定を受けた津波防災への
28 対応

29 東日本大震災における津波災害を契機として、2013（平成25）年3月に策
30 定した「かながわ都市マスタープラン（津波対策編）」を踏まえ、都市計画区
31 域マスタープランに津波災害への備えを明示した。

32

33 ○ インターチェンジ周辺の幹線道路沿道等における産業系市街地整備の促進

34 さがみ縦貫道路の全線開通や、同沿線地域等を対象としたさがみロボット
35 産業特区の認定など、企業立地のニーズが高まることから、インターチェン
36 ジ周辺の幹線道路沿道等に新たに必要な産業用地を確保していくこととし
37 た。

2 「かながわ都市マスタープラン」における都市づくりの基本方向

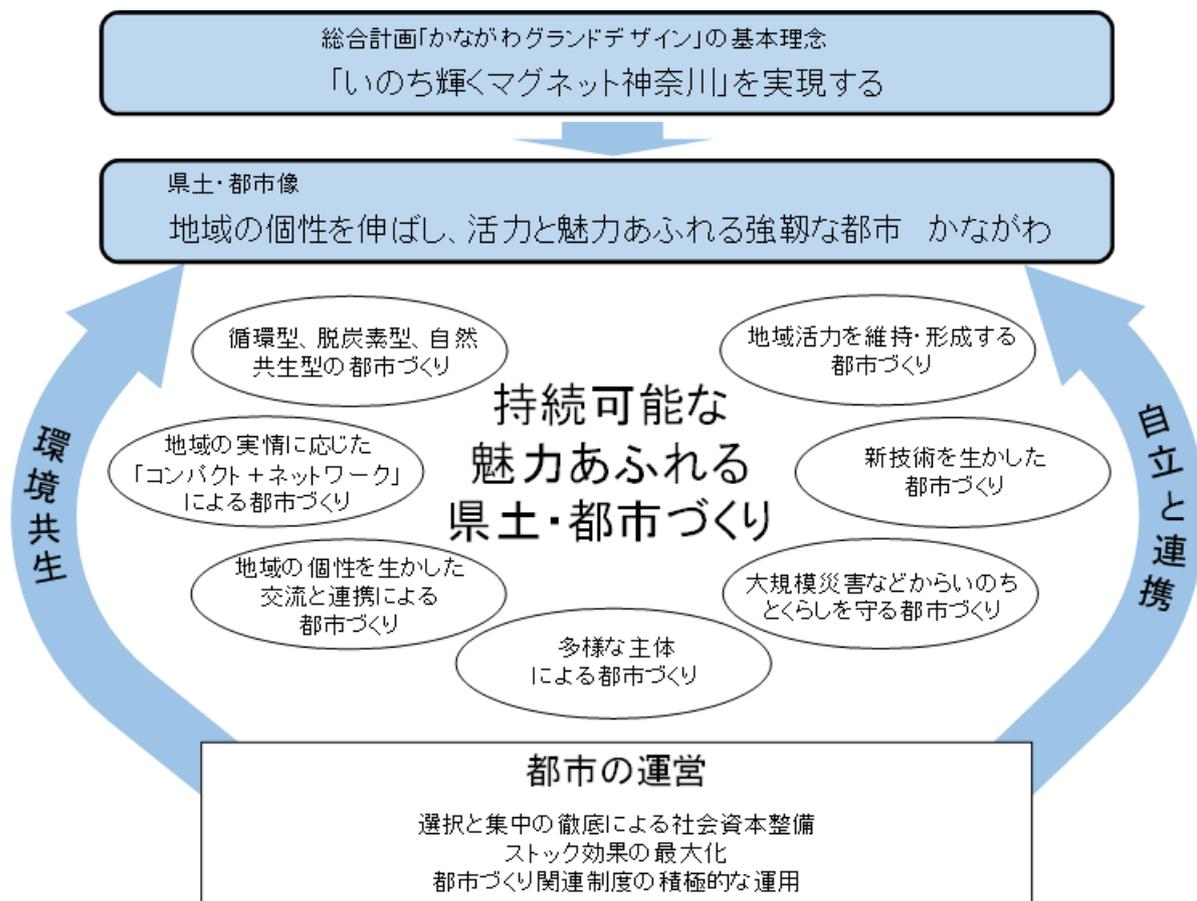
神奈川県は、2040年代前半（概ね20年後）を展望した「神奈川の県土・都市像」を都市づくりの分野から描き、その実現に向けて広域的な都市づくりの基本方向を示すことによって、土地利用、社会資本整備、市街地整備を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「かながわ都市マスタープラン」を策定している。

このプランは、「いのち輝くマグネット神奈川」を実現するという基本理念を持つ「総合計画（かながわランドデザイン）」の県土・まちづくり分野の軸となる主な個別計画であるとともに、「神奈川県土地利用基本計画」に定める県土利用の基本方針の実現化に向けた都市づくりの指針となるものである。

（1）将来の都市像

- 将来（2040年代前半）を展望した県土・都市像を「地域の個性を伸ばし、活力と魅力あふれる強靱な都市 かながわ」とし、県民一人ひとりが生き生きとくらすことのできる活動の場にふさわしい価値・持続性を高めた魅力あふれる 機能と空間を備える県土・都市づくりをめざしている。
- その実現に当たっては、「環境共生」と「自立と連携」の2つの県土・都市づくりの方向性を定め、県民・市町村との協働のもとに、総合的かつ計画的な都市づくりを展開している。
- その際、SDGsの理念を共有し、人口減少社会の本格化などを踏まえて「質的向上・県土の適切な利用と管理」、「スマートシティ」、「ダイバーシティ（多様性）」、「レジリエンス（強靱性）」といった観点を重視しつつ、民間活力の活用、特区制度との連携なども図りながら、人を引きつける魅力あふれる都市づくりを進めている。
- また、地域の個性を生かし、選択と集中の徹底による社会資本整備、ストック効果の最大化、都市づくり関連制度の積極的な運用といった“都市を運営する”といった観点から進めることで、次の世代に引き継げる持続可能な魅力あふれる県土・都市づくりを実現している。

1
2
3
4
5



1 **3 第8回線引き見直しに向けて**

2 **(1) 目標年次（県からの与件）**

- 3
4 ○ 2035（令和17）年

5
6 **(2) 第8回線引き見直しに向けた課題と検討会の論点**

7
8 線引き見直しに向けた課題は、高齢化・人口減少の進行、既成市街地の再
9 生、激甚化・頻発化する自然災害への対応など多岐にわたっている。

10 検討会では、これまでの線引き見直しの取組を踏まえながら、これらの多岐
11 にわたる課題に対し、目標年次を見据え、神奈川県において、既に大きな課題
12 となっている大規模災害への対応、本格化する人口減少社会に対応した都市構
13 造、広域的な課題への対応などに着目して、検討会における論点を明確にして
14 議論していくこととした。

15

1
2
3

<線引き見直しに向けた課題>

人口・世帯

- ・ 高齢化・人口減少の進行
- ・ 人口の地域的な偏在の拡大
- ・ 地域の活力維持

産業

- ・ 地域特性に応じた計画的な土地利用
- ・ 鉄道駅周辺などの拠点性の維持・向上

土地利用

- ・ 既成市街地の再生（スポンジ化対策等）
- ・ 自然環境が持つ多様な機能の活用

交通

- ・ 拠点を結ぶ交通ネットワークの形成
- ・ 道路整備にあわせた土地利用

災害

- ・ 激甚化・頻発化する自然災害への対応
- ・ 災害ハザードエリアにおける土地利用
- ・ アフターコロナを踏まえたまちづくり

県と市町の役割

- ・ 立地適正化計画による集約型都市構造化
- ・ 流域治水やグリーンインフラなどの広域的な取組
- ・ 市町への権限移譲が進む中での県の役割

<検討会の主な論点>

論点①

大規模災害などを想定した土地利用の規制・誘導のあり方

- ・ 激甚化・頻発化する自然災害からのちと暮らしを守るため、災害ハザードエリアにおける、今後の土地利用のあり方について議論

論点②

地域の実情に応じた集約型都市構造のあり方

- ・ 人口減少、安全・安心、地域の活力維持・形成、価値観の多様化など様々な課題に対応するため、今後の集約型都市構造のあり方について議論

論点③

都市計画区域マスタープランのあり方

- ・ 市町への権限移譲が進む中で、流域治水やグリーンインフラなどの新たな広域課題などにも対応するため、今後の都市計画区域マスタープランのあり方について議論

第1章 激甚化・頻発化する災害からいのちと暮らしを守るまちづくり

1 現状と課題

(1) 踏まえるべき国の政策動向

(激甚化・頻発化する自然災害)

- 近年、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨をはじめとする激甚な水災害が、全国各地で発生しており、今後も気候変動の影響による降雨量の増加などにより、更に水災害が激甚化・頻発化することが懸念されている。また、南海トラフ地震、首都直下地震など東日本大震災のような巨大地震の切迫も懸念されている。
- このような状況を受け、国は、防災・減災が主流となる社会の実現に向けて、「総戦力で挑む防災・減災プロジェクト」を立ち上げ、防災・減災のためのすまい方や土地利用のあり方などの検討を行っており、いのちと暮らしを守るためには、国、地方自治体、企業、国民一人ひとりが、力を合わせて取組を進めることが重要としている。

(災害ハザード情報の充実)

- 過去の災害による甚大な被害を教訓に、災害のおそれのある区域の周知や警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害、洪水、津波など各種災害ハザードエリアに関する法令整備が行われ、今後も災害ハザード情報の充実が図られていくことが想定される。
- 災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域といった災害レッドゾーンでは、それぞれ法令に基づいて、行為制限が行われている。
- これらの災害ハザード情報は、まちづくりにおいて土地利用やすまい方の工夫、個別の家屋等の浸水対策、避難対策の拡充等に活用していくことが求められている。
- 災害ハザードエリアは、今後の法改正や設定基準の見直し、ハード対策の進捗により、その種類や区域が変化していく可能性がある。

(防災・減災を主流化したまちづくりの推進)

- 国は、集約型都市構造化の取組の中において、立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外とすることや、居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の策定の推進など、災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくりを推進している。
- さらに、開発許可制度の見直しによる災害ハザードエリアにおける新規立

1 地の抑制や防災集団移転促進事業の要件緩和などによる災害ハザードエリア
2 からの移転の推進など、災害ハザードエリアにできるだけ人を住まわせない
3 ようにする取組が進められている。

- 4 ○ また、地区計画において、居室の床面の高さの最低限度等の制限を定める
5 ことができるようになり、地区施設に避難施設、避難路等が追加されるなど、
6 住民や地域主体で地区の防災性向上を図るための制度も拡充されている。

7 8 (防災・減災対策の総合的な実施)

- 9 ○ 災害からいのちと暮らしを守るためには、あらゆる分野からの抜本的かつ
10 総合的な防災・減災対策が必要であり、治水分野においては、河川・下水道
11 管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・地方自治体・企業・住民
12 等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、施策や手段の充実を
13 行い、それらを適切に組合せ、加速化させることによって効率的・効果的な
14 安全度向上を目指している。
- 15 ○ また、国が策定した「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりガイドライ
16 ン」では、災害リスクを評価した上で、リスクを踏まえた防災まちづくりの
17 方向性を検討する手順や考え方が示されており、地方自治体の治水、防災、
18 都市計画、建築、その他関係する各分野の担当部局は、これまで以上に連携
19 を深め、一体となって防災まちづくりに取り組む必要があるとしている。
- 20 ○ 都市計画分野においては、雨水貯留浸透機能を有する都市部の緑地を保全・
21 活用するため、特別緑地保全地区の指定要件の拡充が行われるなど、防災機
22 能も有するグリーンインフラの活用が注目されている。

23 24 (地方自治体における災害リスクを踏まえたまちづくり)

- 25 ○ 地方自治体の事例では、土砂災害特別警戒区域を対象とする逆線引き、建
26 築基準法に基づく災害危険区域の指定、独自条例による浸水警戒区域におけ
27 る建築制限、防災集団移転促進事業など、災害リスクを低減させる様々な対
28 策が講じられている。
- 29 ○ 一方で、市街化区域内等に災害レッドゾーンが広範に指定されているケー
30 スや、まとまった移転先が確保できないケースなど、災害レッドゾーンから
31 の移転は容易ではない状況もみられる。特に、区域区分の変更においては、
32 土地所有者との合意形成などの課題も認識されている。

1 (2) 神奈川県の実況と近年の取組

3 (神奈川県においても激甚化・頻発化する自然災害)

- 4 ○ 神奈川県においても自然災害が頻発しており、令和元年東日本台風では、
5 県内各地で記録的な降水量を観測し、9名もの尊い命が失われるとともに、
6 多くの家屋やライフラインに重大な被害が発生した。また、毎年多くの土砂
7 災害が発生しており、その件数は全国で上位に位置している。
- 8 ○ 神奈川県は、市街地と豊かな自然が近接する地域特性があるため、土砂災
9 害、洪水、津波、高潮など様々な自然災害が発生したときに甚大な社会経済
10 被害が生じるおそれがあり、激甚化・頻発化が懸念される自然災害について
11 の備えが求められている。

13 (市街化区域内等に広がる様々な災害ハザードエリア)

- 14 ○ 神奈川県では、2021（令和3）年5月に土砂災害特別警戒区域の指定が県
15 内全域で完了するとともに、洪水浸水想定区域や高潮浸水想定区域などの災
16 害ハザードエリアの指定が完了しており、現在、津波災害警戒区域の指定が
17 進められている。また、指定した災害ハザードエリアを踏まえ、市町村では、
18 避難場所や避難情報を明示した各種ハザードマップを作成・公表・周知して
19 いる。
- 20 ○ 災害ハザードエリアの分布をみると、土砂災害のハザードエリアは川崎・
21 横浜地域圏及び三浦半島地域圏、洪水のハザードエリアは川崎・横浜地域圏、
22 湘南地域圏及び県西地域圏、津波のハザードエリアは川崎・横浜地域圏、三
23 浦半島地域圏及び湘南地域圏において広く分布している。
24 また、災害ハザードエリアは、多くの住民が居住する市街化区域内等にも
25 広く分布しており、駅周辺等に設定した都市拠点の一部にも災害ハザードエ
26 リアが指定されている。このように災害リスクと県民の生活が隣り合わせで
27 あることを改めて認識することとなっている。

29 (災害ハザードエリアにおける土地利用規制の状況)

- 30 ○ 県内では、災害ハザードエリアが市街化区域等に広く指定され、災害ハザ
31 ードエリアにおいては、災害リスクを踏まえた土地利用の検討が求められ、
32 独自に先進的な取り組みが始まっている。
33 厚木市では、防災指針を含む立地適正化計画を策定し、災害ハザードエリ
34 アからの移転補助事業の創設などの取組を具体的に推進しているほか、藤沢
35 市では独自に防災対策先導区域を設定し、開発行為等の届出制度を活用して
36 災害ハザード情報を周知している。
- 37 ○ 県内の市町は、市民や町民の生活に係る災害ハザードエリアにおける
38 土地利用規制の必要性を認識しつつも、既に土地利用がされていることから、
39 今後も土地利用を継続しようとする土地所有者等との合意形成に大きな課題

1 があると受け止めている。

2
3 **(県の防災・減災に向けた取組)**

- 4 ○ 神奈川県では、災害ハザードエリアの指定や周知とともに、災害時においてホームページやSNSなどにより住民へ情報発信することなどのソフト対策や、災害リスクの低減に資する河川工事、急傾斜地崩壊対策工事、海岸保全施設の整備等のハード対策を進めている。
- 5
6
7
- 8 ○ 神奈川県は、令和元年東日本台風などによる県内各地域における甚大な被害を背景に、気候が非常事態にあるという「危機感」を市町村、企業、県民の皆様などと共有し、ともに「行動」していくことを目的として、2020（令和
- 9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
- 2）年2月、「気候非常事態」を宣言し、災害に強いまちづくりなどの「適応策」と温室効果ガスの削減を図る「緩和策」などに「オール神奈川」で取り組むこととしている。また、近年の台風などによる大規模な水害における課題や教訓を踏まえ、水害への対応力強化のための対策として、「水防災戦略」を定め、ハード・ソフトの対策を計画的、重点的に対策を進めている。
- 災害からいのちと暮らしを守るためには、あらゆる分野からの抜本的かつ総合的な防災・減災対策が必要であり、神奈川県では、多摩川、鶴見川及び相模川の一級水系河川において、国や周辺市町だけでなく、隣接する東京都や山梨県などと連携して「流域治水プロジェクト」を進めるとともに、境川、引地川、酒匂川などの二級水系河川においても、「流域治水プロジェクト」の取組を進めている。

2 第8回線引き見直しで取り組むべき事項（提言事項）

（1）災害レッドゾーンにおける土地利用規制

- 災害レッドゾーンについては、都市的土地利用を行わないことを基本的な考え方とし、市街化区域の低・未利用地において、当面、計画的な市街地整備が見込まれない場合には、逆線引きに向けた検討を進めるべき。
- 上記の検討は、それぞれの地域の実情を十分に踏まえつつ、逆線引きに伴う様々な課題について、市町などと共有しながら進めていくべき。
- 実際の逆線引きは、災害レッドゾーンでも都市的土地利用が行われている神奈川県の実情を踏まえ、斜面緑地など進めやすいところから着実に進めていくべき。

※ 災害レッドゾーン：都市再生特別措置法において、立地適正化計画の居住誘導区域を定めないこととされている災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、浸水被害防止区域

（具体的な考え方）

- ・ 地球温暖化による気候変動により、神奈川県でも自然災害が激甚化・頻発化しており、多くの人々が暮らす市街化区域においても災害ハザードエリアが広く指定されている状況にあることから、更なる自然災害による甚大な被害の発生が懸念される。
- ・ 神奈川県内においては、これまで災害対策として、過去の災害状況なども踏まえながら計画的にハード整備を進めるとともに、避難対策などのソフト施策にも取り組み、ハード・ソフトの両面から対応してきたところであるが、近年、自然災害が激甚化・頻発化している中で、これまでの取組では十分な対応が難しい状況にある。
- ・ こうしたことから、県民のいのちと暮らしを守るためには、ハード整備に頼るだけでなく、土地利用の面からも防災・減災に取り組んでいく必要があり、災害ハザードエリアにおける土地利用について、県の考え方を示していくことが重要となる。
- ・ 災害レッドゾーンは、各法令に基づく行為規制が行われているが、県民のいのちと暮らしを守るまちづくりを推進していくため、その取組を一步進め、災害リスクの高い災害レッドゾーンについては、都市的土地利用を行わないことを基本的な考え方とし、市街化区域から市街化調整区域にする逆線引きによる土地利用規制は、有効な手段の一つであるとの認識に立つべきである。

- 1 • しかしながら、神奈川県では災害レッドゾーンであっても既に都市的土地利用が行われている区域が広く存在し、直ちに災害レッドゾーンにおける逆線引きを行うことは現実的ではないことから、まずは、市街化区域の低・未利用地で、当面、ハード整備を伴う計画的な市街地整備が見込まれないところから、
2
3
4
5 地域の実情を勘案して慎重に検討を進めるべきである。
- 6 • 市街化区域の低・未利用地における逆線引きに向けた検討にあたっては、市町
7 の意向、立地適正化計画における位置付け、これまでのまちの歴史、現在の
8 土地利用状況、土地所有者等の意向、災害への対策の状況、逆線引きを行う範囲
9 の設定など様々な課題等が想定されることから、まちづくりの主体であり地
10 域の実情を把握している市町や地域住民等とも課題等を共有しながら進めて行く
11 必要がある。
- 12 • 実際の逆線引きは、上記のような様々な課題があることからハードルは高い
13 と考えられる。このため、まずは、グリーンインフラの充実といった自然的な
14 土地利用の視点も取り入れ、計画的な市街地整備が見込まれない市街化区域の
15 斜面緑地など調整が整ったところから、着実に進めていくべきである。
16 その先には、交通利便性が低く、空き地が増加して人口減少が進む区域など
17 においても、市町や地域住民等の意向も踏まえながら、逆線引きを行うことが
18 想定される。
- 19 • また、災害レッドゾーンにおける逆線引きの取組を進めていくにあたっては、
20 計画的な集約型都市構造の実現を目指す中で、都市的土地利用の状況も変化す
21 ることから、具体的な進め方や時間軸との関係をあわせて検討していくことが
22 望ましい。
- 23 • 非線引き都市計画区域で既に用途地域が指定されている区域においても、災
24 害レッドゾーンが含まれている場合は、県や町が必要に応じて、用途地域の変
25 更や地区計画の決定などによる土地利用規制を行っていくことも重要である。
26
27

1 (2) 災害リスクを踏まえたまちづくりの推進

- 2
- 3 ○ 市町による防災指針を含んだ立地適正化計画の策定過程などを通じて、災害
- 4 リスクの評価・分析を行い、災害リスクを踏まえたまちづくりを推進すべき。
- 5 ○ 災害リスクの評価・分析の結果、災害ハザードエリア（災害レッドゾーンを
- 6 除く）において、今後も都市的土地利用を行う必要がある区域は、地域の実情
- 7 に応じて、ハードやソフトの防災・減災対策を通じて災害リスクの低減を図るべ
- 8 き。
- 9 ○ 災害リスクの低減に資する土地利用の規制については、災害危険区域の指定、
- 10 都市計画（地区計画、用途地域など）の決定・変更など様々な手法を活用して
- 11 いくべき。
- 12 ○ 雨水貯留浸透等の機能を有するグリーンインフラは、災害リスクの低減、被
- 13 害拡大の緩和に寄与することから、緑地や農地等を積極的に都市計画に定め、
- 14 その機能を活用していくべき。
- 15 ○ 都市計画を定めるにあたっては、災害ハザードエリアの種類や区域が法令や
- 16 ハード整備の進捗等によって変わることから、常に最新の災害ハザード情報を
- 17 把握しておく必要がある。

18 (具体的な考え方)

- 19
- 20 ・ 防災・減災に土地利用の面からも取り組んでいくためには、災害リスクの評
- 21 価・分析が必要であり、各種災害ハザード情報の充実が図られてきている神奈
- 22 川県はその環境が整いつつある。
- 23 ・ 災害リスクの評価・分析にあたっては、市町が立地適正化計画に定める「防
- 24 災指針」が有効であり、これを活用しながら災害リスクを踏まえたまちづくり
- 25 を推進していくことが望ましい。
- 26 ・ 神奈川県では、市街化区域内にも災害ハザードエリア（災害レッドゾーンを
- 27 除く）が広範に指定されており、今後も都市的土地利用を継続する必要がある
- 28 区域については、河川、海岸、下水道、津波避難施設等の整備や警戒避難体制
- 29 の整備など、ハード・ソフトによる防災・減災対策を通じて災害リスクの低減
- 30 を図る取組を進めていくべきである。
- 31 ・ 災害ハザードエリアにおける災害リスクの低減にあたっては、従来のハード・
- 32 ソフト対策に加え、建築基準法による災害危険区域の指定や、都市計画の決定・
- 33 変更（地区計画による地区単位の浸水対策、浸水被害を想定した用途地域の設
- 34 定など）など、様々な手法を活用していくべきである。
- 35 ・ 自然的環境が持つ機能の活用として、グリーンインフラといった視点も重要
- 36 である。緑地や農地等は、雨水貯留浸透等、多機能を持ち、河川上流域での緑

1 地・農地の保全再生が下流域の住民のいのちと暮らしを守ることに繋がるなど、
2 その地域だけでなく、広域的な災害リスクの低減にも寄与する。このため、流
3 域治水の考え方を取り入れて流域単位で市町間の積極的な連携を図りながら、
4 災害リスクの低減、被害拡大の緩和に寄与する緑地や農地等を積極的に都市計
5 画に定めるなどの取組を進めていくべきである。

- 6 ・ 災害リスクの評価・分析の結果、今後、都市的土地利用を行わないこととし
7 た災害ハザードエリアにおいては、現に有する自然的環境をグリーンインフラ
8 として保全・活用していくことも視野に入れて取り組んでいくべきである。
- 9 ・ 災害リスクの低減を考慮したまちづくりを推進するため、都市計画を定める
10 にあたっては、災害ハザードエリアを十分に把握しておくことが重要である。
11 災害ハザードエリアは、法令やハード整備の進捗、指定基準の見直し、被害想
12 定手法の改善等によって、その種類や区域などが変化していくことが想定され
13 ることから、常に最新の災害ハザードエリアの情報を把握しておく必要がある。
14 さらに、都市計画を定めた後においても、災害リスクの変化を踏まえ、必要
15 に応じて都市計画を見直していくことが重要である。
- 16 ・ また、把握しておくべき災害ハザード情報を整理し、そのリストなどの資料
17 を都市計画区域マスタープランなどに示していく取組も有効であり、これによ
18 り、災害ハザード情報を県民に周知する機会が増えるものと想定される。

19

第2章 集約型都市構造の実現に向けた継続的な取組

1 現状と課題

(1) 踏まえるべき国の政策動向

(集約型都市構造の実現に向けて)

- 本格的な人口減少時代を迎えたことにより、限られた居住及び都市機能を集約させ、市街地内に一定の人口密度を維持する「集約型都市構造」の実現が必要との認識が拡大・定着し、その具体的な都市モデルとして、国は「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造を提唱している。
- この「コンパクト・プラス・ネットワーク」の都市構造の実現に向けて、市町村が「コンパクトなまちづくり」と「公共交通によるネットワーク」の連携を具体的に措置し、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、国は2014（平成26）年に市町村が定める「立地適正化計画」制度と「地域公共交通網形成計画（現在は「地域公共交通計画）」制度を創設した。
- さらに、激甚化・頻発化する豪雨災害の教訓から、災害リスクの回避・低減の両面から都市構造のあり方が見直されるようになり、災害ハザードエリアにおける新規立地を抑制する動きが拡大し、2020（令和2）年には、立地適正化計画の中に「防災指針」を定めるものとした。
- また、近年、人口減少や少子高齢化が進み、商店街のシャッター街化などによる地域の活力の低下が懸念される中、都市の魅力を向上させ、まちなかににぎわいを創出することが求められていることから、ウォーカブルなまちなかの形成など「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを促進し、魅力的なまちづくりを推進している。
- このような都市のコンパクト化やゆとりとにぎわいあるウォーカブルな空間形成などにより、脱炭素化に向けた包括的な取組の進展を目指している。
- さらに、人口減少や少子高齢化がより進みつつある郊外部や中山間地域においても、地域コミュニティや地域の暮らしを維持するために、日常生活に不可欠な施設・機能、地域活動を行う「小さな拠点」の形成が進められており、市街地と郊外部・中山間地域が一体となった持続可能な地域づくりを進めることとしている。

(既成市街地の再編と魅力向上)

- 人口減少に伴う宅地需要の沈静化等による農地から宅地への転用圧力の低下、都市環境の改善や緑のやすらぎ、景観形成に果たす役割への期待などを

1 背景として、これまで市街化の対象としてきた都市農地を積極的に保全・活
2 用する方向へ転換した。

3 ○ また、空き地や空き家の増加などを背景として、低・未利用地の拡大によ
4 る都市のスポンジ化対策が重視されるようになっている。

5 ○ 行政が主体となって大規模な開発整備を主導する時代から、行政、企業、
6 住民など多様な主体が連携し、エリアのビジョンを構築・共有しながら、市
7 街地再開発事業、リノベーション、エリアマネジメント活動などの多様な手
8 法や取組を柔軟に組み合わせることで、エリアの価値と持続可能性を高める
9 更新を行う時代へと転換を図ることが必要となっている。

10 11 (都市構造に影響を与える新たな動向)

12 ○ 安全・安心で持続可能な都市構造を形成するにあたり、暑熱緩和などの環
13 境負荷や災害リスクの低減、生物多様性の向上、コミュニティの創生など自
14 然環境が持つ多様な機能を活用したグリーンインフラが注目されている。

15 ○ グリーンインフラは、積極的に再生して活用していくことと既存の緑を保
16 全して活用するといった2つの視点があり、これらを重層的に進めていくこ
17 とが必要となっている。

18 ○ 特に、都市内では、農地や未利用地を豊かな生活空間の形成や防災・減災
19 機能の向上に資するグリーンインフラとして有効活用する動きが拡大してお
20 り、都市の空き地を自然環境に再生していく取組、用途地域への田園住居地
21 域の追加や農業と調和した居住環境を有する地区計画制度が創設されるなど
22 都市農地を積極的に保全して活用するための取組などが進められている。

23 ○ また、新型コロナ危機を契機として、人々の生活様式、働き方、暮らし方
24 に対する意識や価値観が変化、多様化したことを受け、働く場所や住む場所
25 の選択肢を増やし、提供していくことが重要とされている。

1 (2) 神奈川県現状と近年の取組

3 (比較的高い人口密度の継続)

- 4 ○ 神奈川県は、県土全体の50%を農地・森林等の自然的土地利用が占め、市
5 街化区域面積の割合が小さいこともあり、全体的に市街地内の人口密度が高
6 く維持されている。また、空き家率も全国平均と比較して低い水準にとどま
7 っており、低・未利用地の増加がみられる市町も一部に限られている。
- 8 ○ 県の総人口は、2020（令和2）年をピークに減少が見込まれており、目標
9 年次である2035（令和17）年においては、約893万人と想定される。
- 10 ○ 地域別に見ると、川崎・横浜地域圏は2028（令和10）年、県央地域圏は2019
11 （令和元）年、湘南地域圏は2020（令和2）年に人口のピークを迎えてその
12 後減少し、三浦半島地域圏や県西地域圏は、引き続き人口減少が見込まれて
13 おり、地域的な人口の偏在が進みつつある状況も確認されている。
- 14 ○ コロナ禍における2020（令和2）年の転入超過数は、東京都が前年から大
15 大きく減少している一方で、神奈川県では引き続き増加している。
- 16 ○ このような状況のもと、神奈川県では、依然として人口密度が比較的高い
17 ことなどから市街地の縮退に向けて積極的に逆線引きを行う段階にはなっ
18 ていないものの、長期的な人口減少の進展を視野に入れ、公共施設を含む都市
19 機能の適正配置、転入人口を含む居住機能の適正な誘導などの取組が必要と
20 なっている。

22 (集約すべき拠点の明示と拠点形成に向けた取組)

- 23 ○ 第7回線引き見直しでは、将来に向けて集約すべき拠点、将来的に集約型
24 都市構造を目指すという基本的認識を示すとともに、その実現に向けた短期
25 から長期にわたる取組の時間的概念まで明示したところである。
- 26 ○ 集約すべき拠点では、各市町において市街地開発事業等さまざまな手法を
27 活用した拠点の形成に向けた取組と併せて、地域の魅力向上を目的とする取
28 組が進められている。
- 29 ○ 横須賀市、小田原市、厚木市、大和市及び海老名市などでは、鉄道駅の周
30 辺で市街地再開発事業等を実施することなどにより、さまざまな都市機能を誘導
31 しながら、拠点となる地域の魅力の向上に繋がる取組を進めている。
- 32 ○ 開成町では、小田急小田原線開成駅の駅前などで土地区画整理事業により
33 良好な住環境を整備しており、人口減少が進む県西地域にあっても人口が増
34 加している。
- 35 ○ 今後は、このような集約すべき拠点及びその周辺に居住・都市機能を積極
36 的に誘導・維持する取組が必要となっている。
- 37 ○ 2022（令和4）年2月現在、県内では10市町（相模原市、横須賀市、藤沢
38 市、小田原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、松田町）が立
39 地適正化計画を策定・公表し、集約型都市構造の取組が進められている。

1 その一方で、都市計画区域に占める市街化区域の割合が低く、既に市街地
2 がコンパクト化していることなどから、立地適正化計画を作成して居住や都
3 市機能を誘導していく必要性を感じていない市町も存在している。

- 4 ○ また、県内市町では、地域公共交通計画に基づく公共交通網の維持・再編、
5 中山間地域における「小さな拠点」形成の取組も進められており、「コンパク
6 ト・プラス・ネットワーク」の考え方から、拠点間及び拠点と周辺地域を結
7 ぶネットワークの維持・強化も必要となっている。

8
9 **(新市街地の創出)**

- 10 ○ 神奈川県では、第7回線引き見直しで設定した保留区域のうち、インター
11 チェンジ周辺の幹線道路沿道などで5地区の市街化区域への編入を行い、工
12 業系の新市街地の創出が進められている。
- 13 ○ 一方で、市街化区域への編入に向けた調整に時間を要している地区も見ら
14 れるが、その主たる理由としては、新型コロナウイルスの影響に伴い、地権
15 者等との合意形成が遅れているなどであることから、保留区域の設定に係る
16 考え方には一定の妥当性が認められる。
- 17 ○ 人口の増加が現在も続いている市町や企業の立地ニーズが高い市町では、
18 住居系及び工業系の新市街地の形成の必要性が引き続き認められる。
- 19 ○ また、県では、既存の商業地への影響を考慮し、商業を主体とする新市街
20 地の創出をしておらず、住居系新市街地に商業機能を一部配置することで新
21 たな商業地を形成してきた。
- 22 ○ 県内の一部の市町は、地域活力の維持や地域住民の利便性の向上などの観
23 点から、新市街地にホームセンターやスーパーマーケットなどの生活利便施
24 設の立地を望んでいるが、その一方で、大規模商業施設の立地が隣接市町に
25 もたらす影響を懸念する市町も存在している。

2 第8回線引き見直しで取り組むべき事項（提言事項）

（1）持続可能で安全・安心な集約型都市構造の実現

- 集約型都市構造の実現に向けて、立地適正化計画は有効なツールであり、防災まちづくりにも資するものであることから、市町による立地適正化計画の作成を積極的に促進していくべき。
- 立地適正化計画を作成する必要性が低い市町であっても、近年、激甚化・頻発化する災害も踏まえ、防災・減災に係る施策と合わせて、集約型都市構造の実現に向けて、計画的な土地利用の誘導を図るべき。
- 災害リスクの評価・分析を踏まえた居住と都市機能の集約・再編によって生じる市街化区域内の市街地縁辺部の未利用地については、逆線引きによる土地利用の適正化を行えるようにすべき。

（具体的な考え方）

- ・ 神奈川県は、これまで市街化区域の無秩序な拡大を防止してきており、市街地の人口密度は比較的高く維持されていることから、直ちに人口減少による都市構造の再編を要する段階にはないが、長期的な視点に立って、集約すべき拠点を明示することなどにより、集約型都市構造化に向けた取組を進めてきた。今後、神奈川においても本格化する人口減少社会に備え、引き続き、その取組を進めていく必要がある。
- ・ 国は、立地適正化計画を作成することにより、集約型都市構造化に資する様々な施策が展開できるような取組を行っており、立地適正化計画は、集約型都市構造化に向けた有効なツールとなっている。また、立地適正化計画には、「防災指針」を定めることとされており、この指針に基づいて居住誘導区域の防災・減災対策に取り組むなど、防災まちづくりにも有効である。
- ・ 県は、これまで地域の実情を把握する市町の意向を尊重し、特に市町の立地適正化計画の作成を促してこなかったが、防災指針を備えた立地適正化計画は、災害リスクを踏まえたまちづくりとあわせた集約型都市構造化を進めていくための有効なツールであるとの認識に立ち、今後は、立地適正化計画の作成を積極的に推進していくべきである。
- ・ その一方で、既に市街地がコンパクト化していることを理由に、立地適正化計画の作成による居住や都市機能を誘導していく必要性を感じていない市町も存在している。そうした市町であっても、災害リスクを踏まえたまちづくりは重要であることから、集約型都市構造の実現に向けて、防災指針と同様の内容

- 1 を市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）に盛り込
2 むことなどにより、防災・減災に係る施策を踏まえた計画的な土地利用の誘導
3 を推進していくべきである。
- 4 • 県は、全体的に市街地内の人口密度が高く維持されており、集約型都市構造
5 の実現に向けて、積極的に逆線引きを行う段階にはないが、災害リスクの評価・
6 分析を踏まえた居住と都市機能の集約・再編を進める過程において、市街化区
7 域内の市街地縁辺部に生じる未利用地においては、地域の実情などを踏まえ、
8 逆線引きというツールを用いて土地利用の適正化を行えるようにしておくべき
9 である。
- 10
11

1 (2) 既成市街地の魅力向上と交通ネットワークの確保

- 2
- 3 ○ 既成市街地の活力維持のため、市街地再開発やエリアマネジメント等のソフト施策など、地域の実情に応じた様々な手法を活用しながら、拠点となる既成市街地の魅力向上を図るべき。
- 4
- 5
- 6 ○ 魅力ある拠点の形成とともに、拠点間や拠点と周辺地域を結ぶ交通ネットワークの確保が不可欠であることを常に意識しながら、まちづくりを進めていくべき。
- 7
- 8

9

10 (具体的な考え方)

- 11 ・ 今後、人口減少が見込まれる中において、中心市街地を含めた既成市街地の活力維持が必要となっている。
- 12
- 13 ・ そのため、拠点となる既成市街地では、地域のポテンシャルを生かした魅力の向上が必要であり、市街地再開発、任意建替、リノベーション、公共交通や歩行者空間の充実、公共空間の再構築・利活用、エリアマネジメント活動など、ハード整備やソフト施策など多様な手法を組み合わせながら、居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成する取組を推進していくべきである。
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18 ・ まちなかでの賑わいの創出には、空間の多様な用途や使い方から生まれる人々との交流が必要であり、駅などの交通利便性の高い場所に都市機能の拠点性を高める取組を進めるとともに、こうした拠点と居住地、及び拠点間を結ぶ交通ネットワークを考慮したまちづくりが重要である。
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23

1 (3) 集約型都市構造化や地域の活性化に資するまちづくりへの対応

- 2
- 3 ○ 県全体の人口減少が見込まれる中であって、人口及び産業の伸びが見込まれ
- 4 る地域においては、新市街地の形成を図ることとするが、集約型都市構造化に
- 5 寄与する区域に限定すべき。
- 6 ○ 今後、人口減少が進む地域や市街化区域内の市街地縁辺部にあっても、地方
- 7 創生の観点から地域の活性化に資するまちづくりに対応できるようにしておく
- 8 べき。
- 9

10 (具体的な考え方)

- 11 ・ 神奈川県全体の人口に着目すると、2020（令和2）年をピークに人口減少が
- 12 見込まれているが、目標年次である2035（令和17）年を見据えても、今後県が
- 13 推計する人口及び産業の伸びが引き続き見込まれる地域に限っては、その伸び
- 14 の範囲内で必要となる新市街地を引き続き創出していくべきである。
- 15 ・ 市街化区域の拡大による新市街地の形成にあたっては、持続可能な都市づく
- 16 りを実現するため、住宅地においては鉄道駅等の拠点周辺地域など、工業地に
- 17 においてはインターチェンジ周辺の幹線道路沿道など、その位置が適正かつ合理
- 18 的な土地利用の実現、効率的で質の高い都市整備の推進など集約型都市構造化
- 19 に寄与する区域で行うべきである。
- 20 ・ 集約型都市構造に向けた取組みを進めていく中であっても、人口減少が進む
- 21 地域や市街化区域内の市街地縁辺部での人々の暮らしがあることに目を向ける
- 22 必要がある。このような地域においては、地方創生の観点から地域の魅力を生
- 23 かして活性化を進めていくことが求められており、用途地域や地区計画をはじ
- 24 めとする既存の都市計画制度などを活用しながら、地域の活性化に資するまち
- 25 づくりに柔軟に対応できるようにしておくことが必要である。
- 26
- 27

1 (4) アフターコロナを見据えた対応とグリーンインフラの取組

- 2
- 3 ○ アフターコロナにおける働き方や暮らし方の多様化を受けて、首都圏にあ
- 4 り、豊かな自然環境と市街地が近接する神奈川へのニーズをしっかりと捉え、そ
- 5 の受け皿としての可能性を土地利用の面からも検討していくことが重要。
- 6 ○ 持続可能で魅力ある都市・地域づくりとなるよう、自然環境が持つ防災・減
- 7 災、地域振興、環境などの多面的な機能を活用したグリーンインフラの取組を
- 8 あわせて行っていくべき。
- 9

10 (具体的な考え方)

- 11 ・ 新型コロナウイルス感染症の流行が世界規模で拡大し、人々の生命や健康を
- 12 脅かし、日常生活のみならず、経済・社会全体のあり方、さらには人々の行動
- 13 様式・意識など多方面にその影響が波及しつつある。
- 14 ・ アフターコロナの生活・行動の変化としては、テレワークの進展や二地域居
- 15 住のニーズなど人々のライフスタイルに応じたゆとりある空間での働き方やゆ
- 16 とりある暮らし方などの多様化が顕在化している。
- 17 ・ 神奈川県は、首都圏に位置し、市街地に近接する豊かな自然環境に恵まれて
- 18 いることなどから、既にこうしたアフターコロナの生活・行動の変化の受け皿
- 19 となっている。
- 20 ・ 神奈川県においては、脱炭素やデジタル技術の進展も踏まえながら、まちづ
- 21 くりにおいてもこれらの変化を柔軟に受け止める姿勢が必要であり、受け皿と
- 22 なる土地利用の実現に向けた検討を進めていくことが重要である。
- 23 ・ 近年では、都市部における緑地等の減少や環境保全に対する意識の高まりな
- 24 どから、都市内の緑地や農地等を保全・活用していく重要性が高まっている。
- 25 ・ 防災・減災、ヒートアイランド現象の緩和、地域コミュニティの形成など、
- 26 グリーンインフラは、様々な機能を有しており、この機能を活用して持続可能
- 27 で魅力ある都市・地域づくりを進めることが求められている。
- 28 このため、都市計画、河川、下水道、道路、公園等の都市・地域づくりに係
- 29 るあらゆる施策や事業において、グリーンインフラの考え方を踏まえた土地利
- 30 用や社会資本整備などを積極的に推進していく必要がある。
- 31
- 32
- 33

1 第3章 都市計画区域マスタープランについて

3 1 現状と課題

5 (1) 踏まえるべき国の政策動向

7 (都市計画の権限移譲)

- 8 ○ 2000（平成12）年4月施行の地方分権一括法以降、都市計画に関する決定
- 9 権限の多くが県から市町に移譲され、市町が裁量と責任のもとで柔軟な都市
- 10 づくりができる環境が整備されている。
- 11 ○ 特に政令市に関しては、2015（平成27）年6月に都市計画区域マスタープ
- 12 ランの決定権限が移譲されるなど、各政令市が県と同等の都市計画を定める
- 13 ことができるようになっている。

15 (県による広域調整機能の重視)

- 16 ○ 国は、市町による都市計画に関する決定権限の移譲を進める一方で、広域
- 17 的観点から保全すべき緑地の配置等の広域的課題について、県が主体となっ
- 18 て市町間の調整を図ることを求めている。
- 19 ○ また、市町が定める市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マス
- 20 タープラン）や立地適正化計画で示される将来都市構造等の広域的な整合性
- 21 や連続性を確保するため、県が都市計画区域マスタープランにおいて都市構
- 22 造の目標等を示すべきとしている。
- 23 ○ 市町及び県を跨ぐ流域治水プロジェクトの推進、県土又は圏域単位での配
- 24 置・保全を検討すべきグリーンインフラの取組、大規模災害発生時における
- 25 広域的な応援・受援も含めた復興事前準備など、複数市町村間での広域連携・
- 26 広域調整を必要とする課題も多くなっており、広域調整における県の役割が
- 27 重視されている。

29 (広域的なマスタープラン策定の動き)

- 30 ○ 国は、都市計画区域マスタープランによって、広域的課題が調整されるこ
- 31 とを求めており、その具体的方法の一つとして、複数の都市計画区域で広域
- 32 的な都市計画区域マスタープランを策定する方法も示している。
- 33 ○ また、市町が定める立地適正化計画に関しても、生活圏を同じくする市町
- 34 が共同で作成することも可能となっている。

1 (2) 神奈川県現状と近年の取組

3 (広域化された都市計画区域マスタープラン)

- 4 ○ 第7回線引き見直しでは、都市計画区域を超えた広域的な課題に的確に対
5 応するため、都市計画区域マスタープランを広域化した。
- 6 ○ 具体的には、都市計画区域マスタープランにおける広域化の圏域は、都市
7 マスタープランに示されている5つの都市圏域とし、都市計画区域マスター
8 プランの第1章に「かながわ都市マスタープラン」の県土・都市づくりの方
9 向性が示すとともに、各都市圏域における目標や基本方向を示した。
- 10 ○ 一方、神奈川県には、横浜市、川崎市及び相模原市の3つの政令市が存在
11 するといった特殊性があり、第7回線引き見直し以降、権限移譲により各政
12 令市が都市計画区域マスタープランを策定している。

14 (県が主体となって推進する広域的な取組等)

- 15 ○ 神奈川県では、リニア中央新幹線に加え、県内外を連絡する新たな鉄道・
16 自動車専用道路等の交通ネットワークの整備を推進し、これら整備と併せて
17 計画的な拠点整備も進めている。
- 18 ○ 河川管理者が行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、
19 あらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」への転
20 換が必要となっており、河川の上流域にある自治体が、下流域の洪水リスク
21 の低減にも取り組むなど行政区域を超えた取組と県の役割が重要となってき
22 ている。
23 神奈川県では、「流域治水プロジェクト」の取組として、一級水系河川であ
24 る多摩川、鶴見川、相模川では国及び関係市町と一体となって、二級水系河川
25 である帷子川、大岡川、境川、引地川及び酒匂川では県が中心となって関係市
26 町と連携を図りながら、被害対象を減少させるための対策などを推進してい
27 る。
- 28 ○ 神奈川県は、東の三浦半島から西の箱根まで緑が多く存在し、バランスよ
29 く配置されている特徴があり、かながわ都市マスタープランでは、県土の「水
30 とみどりのネットワーク」を設定し、神奈川の特色ある風土・環境・景観を
31 生かし育み、水辺や緑地などのネットワーク化を図ることにより、都市と自
32 然の調和・共生を促進することとしている。
33 この豊かな自然環境が持つ防災・減災、地域振興、環境など多面的な機能を
34 「グリーンインフラ」として都市づくりに生かしていくことが重要であり、
35 積極的な活用を行うこととしている。
- 36 ○ また、県土で共通する取組として、災害ハザードエリアにおける土地利用、
37 流域治水プロジェクトの推進やグリーンインフラの取組など、広域的な取組
38 のほか、脱炭素型都市づくりへの転換、被災後の復興まで視野に入れた事前
39 の取組などを進めていくこととしている。

- 1 ○ その他、神奈川県では、さがみロボット産業特区、京浜臨海部ライフイノ
2 ベーション国際戦略総合特区、東京圏国家戦略特区など、県及び複数市町が
3 参画する地域活性化に関する取組も進められている。

4
5 **(市町の取組等)**

- 6 ○ 現行の都市計画区域マスタープランに記載した広域的な取組が、市町村の
7 都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）にも反映されるな
8 ど、市町による効果的な取組が進められている。
- 9 ○ 現行の都市計画区域マスタープランの構成に問題認識がある市町はなく、
10 都市計画区域が概ね市町の行政区域と同一である神奈川県においては、都市
11 計画区域ごとに作成している現行の都市計画区域マスタープランは、市町に
12 にとって見やすく分かりやすいものとなっている。
- 13 ○ 市町は、市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）
14 や立地適正化計画の内容や市町の実情などを都市計画区域マスタープランに
15 も適切に反映したい意向がある。
- 16 ○ 県内政令市（横浜市、川崎市及び相模原市）は、権限移譲により独自に都
17 市計画区域マスタープランを策定することが可能となっていることから、第
18 7回線引き見直し以降は、かながわ都市マスタープランとの整合を図りつつ、
19 各市が個別に見直しを行っている。
- 20

2 第8回線引き見直しで取り組むべき事項（提言事項）

（1）広域的な課題への対応と政令市との調整

- 都市計画区域を超える広域的な課題の調整・共有に効果的に対応するため、これまでの都市計画区域マスタープランの構成に加えて、広域都市計画圏の方針図を追加するなど、広域的な都市の将来像をより分かりやすく示していくべき。
- 県が都市計画区域マスタープランを策定するにあたっては、独自に都市計画区域マスタープランを策定できる県内政令市とも、引き続き、災害ハザードエリアにおける土地利用、グリーンインフラ、流域治水プロジェクトの取組、隣接する都市計画の整合などの課題を共有し、必要な調整を図るべき。

（具体的な考え方）

- ・ 第7回線引き見直しで広域化した都市計画区域マスタープランは、市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）にも反映され、具体の道路などの事業として進捗するなど有効に機能しており、都市計画制度や社会情勢の変化を踏まえても引き続き広域的な交通ネットワークに関する調整などの広域的な課題に対応していくことが可能である。
- ・ 今後は、流域治水プロジェクトやグリーンインフラなど更なる広域的な課題に的確に対応していく必要がある。
- ・ 特にグリーンインフラは、広域的な連続性や一体性が求められる取組であり、市町間の連携や調整を必要とすることから、各広域都市計画圏の特徴を踏まえながら、都市計画制度等で対応すべき内容を都市計画区域マスタープランに明示することが必要であり、多面的な自然環境の取組について市町と県の役割をあわせて示していくことが望ましい。なお、市町においては、緑の基本計画に緑地における雨水浸透・貯留性能や水循環に関する記載事項・目標を明確に記載するなど、個別計画にグリーンインフラを地域の実情に応じて位置付けることも重要である。
- ・ また、災害ハザードエリアにおける土地利用、脱炭素型都市づくりへの転換、被災後の復興まで視野に入れた事前の取組などの県土で共通する取組もあわせて進めていく必要があることから、各都市計画区域で共通する課題への対応も都市計画区域マスタープランに明示することが必要である。
- ・ 都市計画区域マスタープランにおける広域的な都市の将来像については、現行の都市計画区域マスタープランに記載された都市圏域単位の将来都市構造（イメージ図）をより具体化させながら、広域的な取組をより分かりやすく図

1 面等を示し、広域的な視点を意識したまちづくりを進めていくべきである。

2 なお、図面等を示すにあたっては、集約すべき拠点や交通ネットワークなど
3 の配置とともに、流域治水プロジェクトやグリーンインフラなどの広域的な取
4 組を広域都市計画圏の図面や必要に応じて全県の図面等示していくことなど
5 が考えられる。

- 6 ・ 県が第8回線引き見直しに向けた検討を進めている一方で、県内政令市は、
7 第7回線引き見直し以降、権限移譲により独自に都市計画区域マスタープラン
8 を策定できているが、県が権限を有する都市計画区域に隣接し、
9 市街地も連担していることから、引き続き、県が調整の場を設けるなどにより、
10 県内政令市と広域的な課題の共有や広域的な課題への対応などに関する必要な
11 調整を図りながら、都市計画区域マスタープランの策定を行っていくべきであ
12 る。

13

14

15

第8回線引き見直しに向けた検討会

○ 委員名簿 [◎ : 会長] (敬称略)

(氏名)	(職)	(専門分野)
◎ 高見沢 実	横浜国立大学大学院教授	都市計画
・ 中村 英夫	日本大学教授	都市計画
・ 福岡 孝則	東京農業大学准教授	造園・景観
・ 平本 光男	神奈川県農業協同組合中央会代表理事副会長	農業
・ 鈴木 賢二	神奈川県商工会議所連合会常務理事	商工業
・ 福田 大輔	東京大学大学院教授	交通
・ 稲垣 景子	横浜国立大学大学院准教授	防災

※ 稲垣委員は、第2回検討会から臨時委員として就任

○ オブザーバー

- ・ 神奈川県 政策局 政策部 総合政策課
- ・ 神奈川県 政策局 政策部 土地水資源対策課
- ・ 神奈川県 暮らし安全防災局 防災部 危機管理防災課
- ・ 神奈川県 環境農政局 緑政部 自然環境保全課
- ・ 神奈川県 環境農政局 農政部 農地課
- ・ 神奈川県 産業労働局 産業部 企業誘致・国際ビジネス課
- ・ 神奈川県 産業労働局 中小企業部 商業流通課

○ 事務局

- ・ 神奈川県 県土整備局 都市部 都市計画課

1 ○ 検討経過等

2

3 第1回検討会／2021（令和3）年6月16日

- 4 ・ 第8回線引き見直しに向けた検討（論点整理、スケジュール等）について

5

6 第2回検討会／2021（令和3）年10月15日

- 7 ・ 論点2：大規模災害などを想定した土地利用の規制・誘導のあり方について
8 ・ 論点1：地域の実情に応じた集約型都市構造のあり方について

9

10 第3回検討会／2021（令和3）年12月23日

- 11 ・ 論点3：都市計画区域マスタープランのあり方について
12 ・ 第8回線引き見直しに向けた検討会からの提言骨子について

13

14 第4回検討会／2022（令和4）年3月29日

- 15 ・ 第8回線引き見直しに向けた検討会からの提言案について